



2026年1月28日

各位

会社名 株式会社トライアイズ  
代表者 代表取締役社長 東郷 薫  
(コード 4840 東証スタンダード)  
問合せ先 管理部 IRG 課長 高橋 圭紀  
電話 03(3221)0211

### (開示事項の経過) 控訴の提起に関するお知らせ

2025年11月19日付け「(開示事項の経過)訴訟の判決に関するお知らせ」にて公表したとおりにて、当社元代表取締役の池田有希子氏から提起された訴訟(第一審)の判決の言渡しがありましたが、2026年1月27日付で東京高等裁判所から控訴状及び控訴理由書の送達を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 控訴提起のあった裁判所及び年月日

裁判所 東京高等裁判所

控訴日 2025年11月19日(控訴状送達日:2026年1月27日)

##### 2. 控訴の概要

###### (1) 原審の概要

当社元代表取締役の池田有希子氏(以下「池田氏」といいます。)が保有する当社新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の行使に関して、社内規程を逸脱した海外出張経費の使用などを理由として、当社が当該行使を拒絶しましたことに伴い、池田氏が、当社に対して、当該行使の有効性を理由として、当社普通株式24万株の株主であることの確認を求めたものです。

これに対し当社は、池田氏の海外出張経費等の過大支出に関する賠償請求(34,721,636円)を求める反訴を提起しました。

###### (2) 原審判決の概要

以下のとおり、池田氏が請求した新株予約権の行使は認められず、他方、当社による賠償請求の一部が認められました。

- ① 原告の本訴請求(本新株予約権の行使による株主の地位確認)を棄却する。
- ② 原告(池田氏)は被告(当社)に対し13,525,568円及びこれに対する令和6年7月27日から支払い済みまで年3%の割合による金員を支払え。

###### (3) 控訴の概要

控訴人(原審原告:池田氏)が、上記の原審判決の一部を不服として、東京高等裁判所に対して、以下を概要とする控訴を提起したものです。

- ① 被控訴人(当社)の請求を棄却する。

② 控訴人（池田氏）が90万株のほか24万株の当社株主であることを確認する。

### 3. 今後の対応方針

原審判決は当社の請求の全部を認めていないものの、当社の主張のうち重要部分を認めるものであります。公正かつ妥当な判断と考えております。

したがって、控訴審においても、引き続き、当社の主張には正当な理由があるものとして争っていく方針です。

### 4. 今後の見通し

本控訴提起が当社業績に与える影響は現時点ではないと判断していますが、今後開示すべき事項が発生した場合には、すみやかにお知らせいたします。

以上